

2 規則

全国公立学校教頭会運営規則

(総 則)

第1条 この規則は、全国公立学校教頭会（以下本会という）会則の目的や主旨に基づいて、本会の運営に関して定めるものである。

(組 織)

第2条 本会の副会長・庶務・会計・専門部長・専門部員・理事・代議員については、次のとおりとする。

- (1) 副会長 12名（ブロック長8名を含む）
- (2) 庶務 2名 (3) 会計 2名
- (4) 専門部長 3名 (5) 専門部員 21名
- (6) 会計監査 3名

2 理事及び代議員の数は、年度当初の会員数を基準に決定する。

3 役員・専門部員及び会計監査の選出に関しては別に定める。

4 役員は、本会の業務に専念するため、都道府県にある公立学校教頭会・副校長会の役員等を兼務しないことを原則とする。

第3条 役員・専門部員及び会計監査は、その使命を自覚し、次のようにして任務の遂行に努める。

- (1) 会長は、本会を代表し会務の総括者として、各機関及びその構成員の活動を総括する。
- (2) 首都圏選出の副会長は会長の任務を分担し、補佐するとともに各専門部を担当する。
- (3) ブロック長である副会長は、当該ブロックを総括し、本部と緊密な連携のもとに、会長の任務を分担して補佐する。
- (4) 会長に事故があった場合は、専門部を担当していない副会長が代行する。
- (5) 庶務は、会長及び他の諸機関と連携を図りながら任務の遂行に努める。
 - ア. 総会・理事会・役員会等の運営、議事録等を整備管理。
 - イ. 各機関の決定事項等について、関係者への連絡。
 - ウ. その他庶務に関する業務。
- (6) 会計は、会長及び他の諸機関と連携を図りながら任務を遂行する。
 - ア. 本会の予算・決算に関する業務。
 - イ. 経費の収入と支出に関する業務。
 - ウ. 会計に関する関係帳簿や書類の整備管理。
 - エ. その他会計に関する業務。
- (7) 各専門部員は、会長及び他の機関と連携を図りながら任務を遂行する。
 - ア. 活動方針・内容・日程等企画調整
 - イ. 活動記録など関係書類の整理管理
 - ウ. その他専門部として必要な業務

○総務・調査部

- ・会の会則・規則・規程に関すること。
- ・会員の地位向上に関すること。
- ・会員の福利厚生に関すること。
- ・渉外に関すること。
- ・その他運営に関すること。
- ・学校経営上の諸問題に関する調査
- ・教育条件に関する調査
- ・副校長・教頭の地位向上等に関する調査
- ・要請部長会については、原則各都道府県教頭会・副校長会から1名の参加とする。希望がある場合には、前年度の第6回役員会までにブロック長を通して報告をすることにより各单位教頭会・副校長会からの参加を認める。ただし、北海道は6ブロックあるため

6名以内の参加を認める。

・その他。

○研究部

・研究大会・研修会等の運営推進に関すること。

・研究物の刊行に関すること。

・研究部長会については、原則各都道府県教頭会・副校長会から1名の参加とする。希望がある場合には、前年度の第6回役員会までにブロック長を通して報告をすることにより各单位教頭会・副校長会からの参加を認める。ただし、北海道は6ブロックあるため6名に、北海道全体の研究部長1名を加え7名以内の参加を認める。

・その他。

○広報部

・機関誌の編集発行に関すること。

・その他。

(8) 会計監査は、次の任務を遂行する。

ア. 本会の経費の収入や金銭の収納と支出及び経費の使途や関係書類の整備管理状況など、会計業務の遂行について監査する。

イ. その他本会の業務・経理に必要な事項について監査する。

ウ. 監査は、年2回以上の監査報告ができるよう必要に応じて監査を行う。

第4条 本会は、本会の目的を達成するために、別に特別委員会・諮問委員会を設けることができる。構成員は、役員会で決める。

(研究大会)

第5条 研究大会は、原則として毎年7月下旬～8月上旬に実施し、開催地は、地区（ブロック）毎に順次開催する。

2 研究の手引き（全国共通研究課題の手引き）をもとに、研究主題・運営の分掌組織・日程・経費などの運営要項を作成して実施する。

3 中央研修大会は年1回、全会員を対象としてオンラインで開催する。

(会計)

第6条 本会の会計については、予算・決算及び経費の収入・支出や金銭の出納、関係書類の管理方法等の確立を図る。

細部に関しては、別に定める。

(附則)

1 この会の会則・規則、規程に定めのない事項に関しては、細則による。

2 この規則は、昭和48年4月1日より実施する。

昭和48年4月1日

昭和49年2月2日一部改正

昭和52年4月1日一部改正

昭和56年4月1日一部改正

昭和57年4月1日一部改正

昭和60年2月22日一部改正

平成4年2月14日一部改正

平成11年4月1日一部改正

平成15年6月13日全面改正

平成22年3月5日一部改正

平成25年9月6日一部改正

平成28年12月9日一部改正

平成29年3月3日一部改正

平成29年8月25日一部改正

平成30年3月2日一部改正

令和2年6月5日一部改正

令和3年3月6日一部改正